

市内循環バス「車体広告」を募集



健診との上手なつきあい方

国保に加入する40歳から74歳の人へ
特定健康診査・特定保健指導で
生活習慣病の芽を摘みましょう

病気の前兆は、健診結果に表れています。気になる結果はありませんか。

私たちの健康を脅かす、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病。これらには次の特徴があります。【生活習慣病3つの「だから」】

○進行するまで自覚症状がない⇒だから、健診以外では気づかないことが多い。

○生活習慣に起因⇒だから、生活習慣改善で予防できる。

○発症予測が可能⇒だから、放っておくと重症化することがわかる。

今年こそ、健診を受けましょう。その結果に合わせて生活改善をすれば、生活習慣病は防げるのです。生活習慣病発症のリスクが高い人には特定保健指導が行われます。もし、対象者となったら、必ず最後まで受けましょう。

問い合わせ 市民課 ☎(50)1228

農地の賃借料情報

農業委員会では、1年間に締結（公告）された農地の賃借料情報の提供を行っています。

平成25年の賃借料（10aあたり）は、下表のとおりです。

※賃借料を物納（水稻）としている場合は、60kgあたり12,700円に換算

問い合わせ

農業委員会事務局 ☎(50)1226

■田（水稻）の部 (単位：円)

地域	平均額	最高額	最低額
佐原地区	21,400	35,000	10,000
小見川地区	16,100	25,400	5,000
山田地区	12,300	20,000	5,000
栗源地区	6,800	12,700	2,600
市平均(参考)	17,200		

■畑（普通畑）の部 (単位：円)

地域	平均額	最高額	最低額
佐原地区	12,100	21,000	5,000
小見川地区	6,200	13,000	3,000
山田地区	7,300	10,000	3,000
栗源地区	9,200	15,000	4,000
市平均(参考)	9,500		

市では、市内循環バスの車体への広告掲載を通じて、運行を支援して下さる企業・事業所を募集します。

■対象バス車両

◇佐原循環バス

①北佐原・新島、周遊ルート

②大戸・瑞穂ルート

◇小見川循環バス

③西ルート

◇山田循環バス

④全ルート

■広告掲載期間

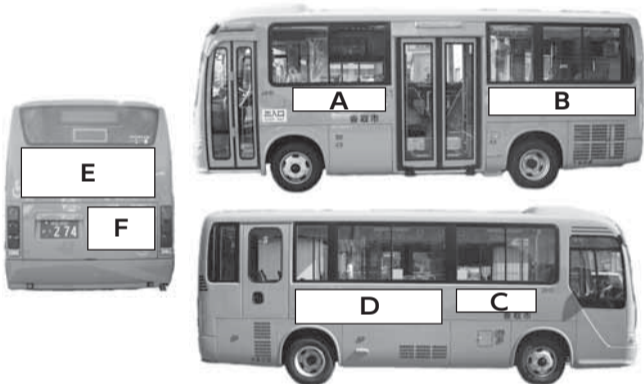
4月3日(木)～平成27年3月31日(火)

■制約など

市の公共性や消費者保護の見地から、掲載できない広告を定めています。詳しくは「香取市広告掲載基準」をご覧ください。また、広告掲載に際しては、香取市内循環バス広告掲載取扱要領および法令などを遵守してください。

■申込

2月3日(月)から28日(金)まで



掲載箇所	掲載枠数	掲載規格(縦×横)	月額掲載料
A	4枠	300mm×1,200mm	2,000円/枠
B	4枠	500mm×2,300mm	4,000円/枠
C	4枠	300mm×1,200mm	2,000円/枠
D	4枠	500mm×2,500mm	4,000円/枠
E	4枠	550mm×1,300mm	4,000円/枠
F	4枠	500mm×800mm	2,000円/枠

※掲載料金以外に、広告の製作費などが発生します

次に書類を企画政策課へ提出してください。

①香取市内循環バス広告掲載申込書

②掲載する広告案

※申込者多数の場合は、要領に定める抽選方法により、掲載者を決定します

※「香取市内循環バス広告掲載取扱要領」および「香取市

内循環バス広告掲載申込書」は、企画政策課窓口を設置のほか、市ホームページに掲載しています

問い合わせ

企画政策課 ☎(50)1206

■広告掲載規格・掲載料金

ごみのことかガエル

問い合わせ 環境安全課 ☎(50)1248

廃食用油の回収拠点が増えます

■出し方 よくこした後、ペットボトルに入れ、回収ボックスに出してください。



市役所、小見川支所、佐原清掃事務所で廃食用油（使用済みてんぷら油）の回収を実施してきましたが、新たに山田公民館でも廃食用油の回収を開始します。集められた油は環境負荷が少ないバイオディーゼルの燃料（BDF）に再生され、佐原清掃事務所の重機や車両の燃料として活用します。

野焼きは禁止です

「近所でごみを燃やしていて煙がひどくて困っています」などの野焼きに関する苦情が後を絶ちません。ごみを燃やすと煙や悪臭による生活環境の悪化を招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響が出ます。家庭から出る生活ご

みや剪定枝木は焼かずに、指定された日に分別して排出してください。

農業や林業を営むために行う野焼き行為（農業用ビニールなど資材の焼却は含みません）は法律上例外として認められていますが、周辺から苦情が寄せられた場合は指導の対象となります。周辺の生活環境に配慮し、迷惑とならないよう注意してください。



■罰則 違反者は5年以下の懲役または、1千万円以下の罰金またはその両方に処せられることがあります。